

平成26年第5回朝日町議会定例会会議録(第1号)

平成26年9月8日(月曜日)午前10時00分開議

議事日程(第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議長諸報告
 - 第4 認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号から議案第60号まで並びに報告第5号
(提案理由説明、監査委員審査報告、質疑)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議長諸報告
 - 日程第4 認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号から議案第60号まで並びに報告第5号
(提案理由説明、監査委員審査報告、質疑)
-

出席議員(10人)

- | | |
|----|-------|
| 1番 | 清水眞人君 |
| 2番 | 荒尾勇二君 |
| 3番 | 道用昭雄君 |
| 4番 | 小川慶二君 |
| 5番 | 大井光男君 |
| 6番 | 西岡良則君 |
| 7番 | 加藤好進君 |
| 8番 | 長崎智子君 |
| 9番 | 水野仁士君 |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	笹原靖直君
副町	長	金島光一君
教 育	長	永井孝之君
まちづくり推進統括 兼商工観光課	監長	小川雅幸君
企 画 政 策 室	長	小杉嘉博君
総 務 課	長	山崎富士夫君
財 務 課	長	大村浩君
住 民 ・ 子 ど も 課	長	中島優一君
健 康 課	長	清水明夫君
農 林 水 産 課	長	坂口弘文君
建 設 課	長	住吉雅人君
会 計 管 理 者		谷口宗次君
あさひ総合病院事務部長		寺崎昭彦君
在宅介護支援センター所長		宇田速雄君
消 防 署	長	谷口優君
教育委員会事務局長		水島康彦君
代 表 監 査 委 員		角丸貴之君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	道 用 慎 一
主 任	平 木 敦

(午前10時00分)

開会の宣告

議長(水野仁士君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第5回朝日町議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(水野仁士君) 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議の運営につきましては、格段のご協力をお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長(水野仁士君) これより、本日の日程に入ります。

会議録署名議員の指名を行います。

3番 道用 昭雄 君

4番 小川 慶二 君

を指名いたします。

会期の決定

議長（水野仁士君） 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

〔休憩中に常任委員会の日程を協議〕

（午前10時02分）

議長（水野仁士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の日程は、総務産業委員会は18日・22日、民生教育委員会は19日・22日と決定いたしました。

なお、お手元に配付してあります会期日程案を日程にかえさせていただきます。

議長諸報告

議長（水野仁士君） 次に、6月議会定例会以降の諸般について6点の報告をいたします。

第1点目は、平成26年第3回朝日町議会定例会において採択されました議員提出議案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書及び議員提出議案第5号 集団的自衛権行使を閣議決定のみで容認したことに抗議する意見書については、平成26年7月14日付で関係機関へ提出いたしました。

第2点目は、7月14日、新川広域圏事務組合議会7月定例会が魚津市で開催され、平成25年度一般会計歳入歳出決算や焼却炉大規模改修工事請負契約についての議案が提出され、審議の結果、原案のとおり可決・認定されました。

第3点目は、7月26日に東京朝日会総会が東京・神田の学士会館で開催され、水島議員、私の2名が参加しました。

総会では、役員改選及び平成25年度事業報告・会計報告並びに平成26年度事業計画案が提案され、審議の結果、原案どおり承認・可決されました。

引き続き行われました懇親会では、会員の皆さんと「ふるさと朝日」の思い出を語り合い、懇親を深めてまいりました。

第4点目は、8月25日、新川地域介護保険組合議会定例会が黒部市で開催され、平成25年度新川地域介護保険組合一般会計歳入歳出決算及び平成26年度新川地域介護保険組合一般会計補正予算案が提出され、審議の結果、原案のとおり認定・可決されました。

第5点目は、8月27日、新川地域消防組合議会8月定例会が黒部市で開催され、平成25年度新川地域消防組合一般会計歳入歳出決算、平成26年度新川地域消防組合一般会計補正予算などが審議され、原案どおり可決・承認されました。

また、9月5日には臨時会が開催され、私、水野が議長に選任されました。

第6点目は、9月5日、新川地域推進協議会として平成27年度県予算に対する要望行動を行い、鉄道経営への支援、有害鳥獣対策の推進、地域医療体制の充実、道路網の整備、海岸事業の促進、老朽空き家対策など18項目について、富山県及びあいの風富山鉄道(株)に対して要望してまいりました。

以上で、私からの報告を終わります。

認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号

から議案第60号まで並びに報告第5号

議長（水野仁士君） これより、認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成25年度朝日町病院事業決算まで及び議案第54号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第4号）から議案第60号 朝日町営住宅管理条例一部改正の件までの16議案並びに報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の報告の件 平成25年度決算に基づく朝日町財政健全化判断比率等報告書の計17件を一括議題といたします。

提案理由説明

議長（水野仁士君） 提案理由の説明を求めます。

笹原町長。

〔町長 笹原靖直君 登壇〕

町長（笹原靖直君） 皆様、おはようございます。

それでは、平成26年第5回朝日町議会定例会提案理由説明をさせていただきます。

提案理由の説明に先立ちまして、さきの8月豪雨により犠牲となられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、今なお避難生活を送られておられます方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

去る7月30日から日本の広範囲で発生した豪雨は、京都府福知山市や兵庫県丹波市などにおいて大規模な洪水被害や土砂災害をもたらし、特に広島市においては、土砂災害により七十余名の尊い命が犠牲となりました。

こうした事態を受け、町といたしましても、庁舎内に災害義援金箱を設置するとともに、土砂災害危険箇所等の再点検や、気象に関する特別警報や土砂災害警戒情報などの受信・伝達体制の確認を行ったところであります。

また、昨日は、五箇庄地区において、富山県と連携した総合防災訓練を実施したところであり、今回は参加者が約500名と、多くの方々に参加をいただきました。

今後とも、有事の際に住民の生命、財産を守る防災体制の構築に万全を期してまいりたいと考えております。

その一方、去る8月26日には、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、津波の発生要因となる断層モデルを設定し、市町村ごとの最大津波高及び最速到達時間

を推計した結果が公表されました。

当町においては、一昨年、平成24年3月に県が発表したシミュレーション調査では、津波高が最大5.6メートル、津波到達時間が最速3分と想定されていたものが、今回の国の推計では、津波高が最大6.7メートル、津波到達時間が最速1分とされたところであります。

町では、平成23年3月の東日本大震災以降、海拔表示看板の設置や津波避難経路の整備、津波ハザードマップの配布など、さまざまな津波対策を講じてまいりましたが、今後は、詳細な調査結果を待ち、県や関係機関と連携しながら、必要に応じて地域防災計画やハザードマップを見直し、住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

それでは、平成26年第5回朝日町議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げ、あわせて、町政において課題となっております事柄についてもお説明させていただきます。

まず、提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第8号 平成25年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算及び認定第9号 平成25年度朝日町病院事業決算の各案件は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す案件であります。

認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計90億2,014万9,788円、歳出合計83億8,636万7,272円で、歳入歳出差し引き6億3,378万2,516円となり、そのうち翌年度繰越財源1億2,988万3,715円を差し引いた5億389万8,801円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第2号 平成25年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計15億4,620万2,289円、歳出合計15億41万8,388円であり、歳入歳出差し引き4,578万3,901円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第3号 平成25年度朝日町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計4億3,608万6,327円、歳出合計4億3,585万5,627円であり、歳入歳出差し引き23万700円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第4号 平成25年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計7,166万1,574円、歳出合計4,052万7,290円であり、歳入歳出差し引き3,113万4,284円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第5号 平成25年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計11

億6,664万1,938円、歳出合計11億5,857万7,589円であり、歳入歳出差し引き806万4,349円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第6号 平成25年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計375円、歳出合計0円で、歳入歳出差し引き375円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第7号 平成25年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計262万5,387円、歳出合計255万5,163円であり、歳入歳出差し引き7万224円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

認定第8号 平成25年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計102万496円、歳出合計102万円であり、歳入歳出差し引き496円を翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

次に、認定第9号 平成25年度朝日町病院事業決算についてであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額30億1,065万1,755円、支出総額30億283万5,874円で、消費税を処理した後の収支差し引きは、純利益623万8,422円となり、前年度繰越欠損金31億7,178万835円を合わせた31億6,554万2,413円を当年度未処理欠損金として翌年度へ繰り越しいたしたいのであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入総額2億7,420万1,000円、支出総額4億406万6,397円となり、資本的収入が資本的支出額に不足する額1億2,986万5,397円は、補填財源により調整いたしたところであります。

次に、平成26年度の補正予算案件についてご説明申し上げます。

議案第54号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,752万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億3,470万8,000円といたしたい内容であります。

補正いたします主な財源は、繰越金2,189万4,000円、諸収入265万2,000円、町債180万円などといたしております。

歳出の主なものといたしましては、企画費に121万8,000円、O A化推進費に673万4,000円、感染症予防費に1,044万1,000円、農地費に200万円、文化財管理費に157万7,000円などとしております。

議案第55号 平成26年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ781万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億

3,700万3,000円といたしたいものであります。

これは、療養給付費等国庫負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の清算に伴い返還するものであります。

次に、条例案件について申し上げます。

議案第56号 朝日町図書館・明治記念館条例制定の件は、昨年の9月から整備を進めております図書館・明治記念館がこの秋には完成する予定であることから、施設の休館日、開館時間のほか、会議室や明治記念館を専用で使用する場合の使用料、利用に当たっての遵守事項などを定める条例を制定するものであります。

議案第57号 朝日町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、「児童福祉法」の改正により、市町村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業等を実施することができることとされ、また同法において、市町村は当該認可に係る基準を条例で定めなければならないとされたことから、当該基準を定める条例を制定するものであります。

議案第58号 朝日町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、「子ども・子育て支援法」の制定に伴い、施設型給付費の対象施設として市町村長が確認する特定教育・保育施設、同じく同法に基づく地域型保育給付費の対象事業として市町村長が確認する特定地域型保育事業について、市町村はそれぞれの運営に係る基準を条例で定めなければならないとされたことから、当該基準を定める条例を制定するものであります。

議案第59号 朝日町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、さきの議案第57号と同様、「児童福祉法」の改正に伴い、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないとされたことから、当該基準を定める条例を制定するものであります。

議案第60号 朝日町営住宅管理条例一部改正の件は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行により、同法の題名が改正されるとともに、中国残留邦人等の配偶者への新たな支援制度が創設されることから、同法を引用している当該条例について所要の改正をするものであります。

次に、報告案件について申し上げます。

報告第5号 平成25年度決算に基づく朝日町財政健全化判断比率等報告書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算における財政健全化判断比率4指標と公営企業の資金不足比率について報告するもので

あります。

以上、本定例会に提案いたしました諸案件についての説明といたします。

続きまして、議案以外の町政における重要課題等について申し上げます。

まず初めに、町制施行60周年記念事業についてであります。

8月1日、サンリーナを会場に挙行いたしました町制施行60周年記念式典につきましては、町内外からのご来賓を初め、約300名の方々の出席を賜り、盛会裏に終了いたしました。町民の皆様を初め関係各位に対しまして、心より感謝申し上げる次第であります。

この後も、記念事業として、9月13・14日の両日に開催の全国ビーチボール競技大会を初め、10月19日のNHK全国放送公開番組「俳句王国がゆく」、さらに11月1日・2日には秋の合同イベント「かがやけ朝日」を開催するなど、多くの町民の方々とともに節目の年を祝ってまいりたいと考えております。

次に、北陸新幹線の開業についてであります。

北陸新幹線の開業が平成27年3月14日と正式発表され、いよいよ首都圏との交流が本格化する時代に突入いたします。

来年の10月から12月にかけては、北陸三県を対象とした各自治体とJR、旅行会社のタイアップによる大規模な旅行キャンペーンの開催が既に決定しており、それに先立ち、来月10月にはその旅行企画の情報提供の場となる「全国宣伝販売促進会議」が富山県で開催されるため、当町といたしましても、この機会を最大限に生かすべく、町の観光資源を生かした戦略を練り、PRと旅行企画の誘致に力を入れていきたいと考えております。

また、去る8月28日、富山市から当町に至る9市町村、富山県東部地域全域が、日本ジオパーク委員会より「立山黒部ジオパーク」として認定をいただきました。美しい自然景観や学術的に価値のある地形を有する大地の公園と言われる「日本ジオパーク」に認定されたことで、さらなる町の魅力発信や観光振興につなげるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、図書館・明治記念館整備について申し上げます。

図書館・明治記念館の整備につきましては、建築主体、機械設備、電気設備の各工事とも、本年9月30日を完成期限として工事を進めておりましたが、7月に入り、一部資材の納入のおくれや人材不足などにより、結果として工期延長をせざるを得ない状況となったことから、議会にもその旨を報告させていただいたところであります。

今後は、各工事の進捗状況を見ながら、工期延長のための変更契約を締結し、改めて議会にご報告させていただきたいと考えております。

なお、オープン時期につきましては、当初予定しておりました11月下旬を目指してまいりたいと考えております。

次に、私が掲げた公約など、諸施策の一端について申し上げます。

初めに、新消防庁舎の建設についてであります。

安全・安心なまちづくりの重要拠点となる新消防庁舎に関し、その規模や機能、建設候補地の検討を行うため、自治振興会連絡協議会など民間団体や防災機関、医療団体などの有識者で構成する「（仮称）朝日消防署新庁舎整備検討委員会」を設置し、第1回目の会合を10月上旬までに開催することで調整を進めております。来年2月までには検討結果を報告書として提出していただく予定としており、それを踏まえ、平成29年度中の完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、朝日町再生会議についてであります。

朝日町再生会議は、町民のまちづくり意識の醸成や町民への情報発信を行うために、有識者、各種団体に加え、まちづくりに参加したい町民を公募して組織するものであります。

今議会に補正予算を計上させていただいておりますが、11月にまちづくりの専門家による講演会を開催し、その後、年内にメンバーの一部を公募、年明けには当会議を立ち上げ、町が抱える課題について幅広く議論してまいります。

なお、再生会議からの提言は、平成28年度からスタートする第5次朝日町総合計画にも反映させてまいりたいと考えております。

次に、タウンミーティングについてであります。

町民の皆様の声をお聞かせいただくとともに、町政を身近に感じていただくために、10月1日からタウンミーティングを通年開催としてスタートいたします。

これは、私みずからが地域に出向き、町政の現状や課題、施策等の情報提供を行うとともに、自治振興会や町内会、各団体から申し出ていただいたテーマとあわせて意見交換を行うものであり、町民参加の、町民が中心のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、総合案内窓口の設置についてであります。

役場庁舎1階に総合案内的職員を常駐させることについて、準備を進めているところであります。現在、募集中の臨時職員を含む2名の職員の配置を予定しており、本年11月をめどに開設してまいりたいと考えております。

このほかにも、少子高齢化や人口減少対策、若者の定住対策や雇用の拡大など、町民の皆様にお約束した施策や取り組むべき課題も多くありますが、今後とも広く住民の声をお聞き

するとともに、議会との議論を重ねながら、スピード感をもって事に当たってまいりたいと考えております。

これをもちまして、提案理由説明と町政に対する重要課題の説明とさせていただきます。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（水野仁士君） ご苦労さまでした。

監査委員審査報告

議長（水野仁士君） 次に、平成25年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに病院事業決算について及び平成25年度朝日町財政健全化判断比率等に関し、審査意見書が付されております。

これより、監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員、角丸貴之君。

〔代表監査委員 角丸貴之君 登壇〕

代表監査委員（角丸貴之君） 議長のご指名によりまして、平成25年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに平成25年度病院事業決算の審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

去る8月26日、27日の両日にわたり、水野監査委員とともに、朝日町役場第3委員会室において審査を実施いたしました。

平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び朝日町病院事業決算並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、審査いたしました結果は、お手元に配付してあります朝日町決算意見書のとおりであります。

いずれも計数は関係帳簿と符合し正確であり、出納事務も関係法規に従って処理されており、かつ予算の執行は的確であったことを申し上げます。

なお、審査を踏まえての総括的な指摘事項といたしまして、次の2点を申し添えまして決算審査報告といたします。

第1点には、一昨年から個人所得は落ち込んだままで、個人住民税は低調に推移し、税収全体も減る傾向にあり、また財源の多くを国からの交付税に依存していることから、町の財政運営は引き続き厳しい状況となっている。自主財源である町税については、滞納処分を厳正に執行するなど、引き続き税収確保に努められたい。

また、昨年も指摘したが、一部の指定管理者制度導入施設において、指定管理団体の経理状況が悪化している団体が見受けられる。

施設の運営については、町からの多額の委託料で赤字補填しており、町当局は真剣に経営改善の具体策を検討されたい。

行政全般においては、公債費が増大しており、大型プロジェクトの実施に当たっては将来の町財政にも考慮されたい。

第2点には、病院事業においては、医師・看護師不足から診療体制の縮小状態が依然として続いている。

病院の25年度の単年度決算も辛うじて黒字となったが、地域住民の安心・安全に応える公立医療機関として、脆弱な診療体制を一刻も早く解消できるよう対策を講じられたい。

以上であります。

次に、平成25年度朝日町財政健全化判断比率等に関する審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

去る8月26日、水野監査委員とともに、朝日町役場第3委員会室において審査を実施いたしました。

平成25年度朝日町財政健全化判断比率等に関する調書における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率につきまして、算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているか、算定の基礎となる数値が決算書及び決算統計等の数値に基づいて適正に表示されているか等について、照査を行うとともに、関係者からの説明を求めて審査を行った結果、審査に付された平成25年度朝日町財政健全化判断比率等調書の計数及び処理については、適正に表示されているものと認められました。

それぞれの比率につきましては、お手元に配付してあります審査意見書のとおりであります。

以上であります。

議長（水野仁士君） ご苦労さまでした。

これより、提出されております認定第1号から報告第5号までの17件について細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時35分）

〔休憩中に、会計管理者（谷口宗次君）が認定第1号から認定第9号まで、財務課長（大村 浩君）が議案第54号及び議案第55号並びに報告第5号、教育委員会事務局長（水島康彦君）が議案第56号、住民・子ども課長（中島優一君）が議案第57号から議案第59号まで、建設課長（住吉雅人君）が議案第60号について細部説明を行う〕

（午前11時52分）

議長（水野仁士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（水野仁士君） 上程されております認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成25年度朝日町病院事業決算まで及び議案第54号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第4号）から議案第60号 朝日町営住宅管理条例一部改正の件までの16議案並びに報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の報告の件 平成25年度決算に基づく朝日町財政健全化判断比率等報告書の計17案件に対する質疑であります。

これより、上程案件に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては挙手をしていただきますようお願いいたします。

なお、決算書、予算書については、最初に該当するページを言ってから質疑をしてください。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次、発言を許します。

道用昭雄君。

3番（道用昭雄君） 新米の道用昭雄です。よろしくお願いします。

決算ですが、決算書の16ページになりますかね。翌年度への繰り越しが大体5億ということなのですが、毎年それくらいずつ繰り越されているのでしょうかというようなことと、それから、そうなりますと、先ほど角丸代表監査委員が、何と申しますか、町の財政は大変厳しいよというようなことを言われましたが、今聞いておりますと、大変財政のほうからも、そんなに赤字が出ていない。健全だということで、結果として、何ですか、基金が少しずつ増えているという感じもするものですから、そういうふうなお金をためていくということに、町はこれから何か考えがあるのかどうか、質問をいたします。

もう1点は、全員協議会で話をしたわけですが、明治記念館のあの件につきまして、12月の間、正月の3日まで休むと言われましたが、ちょっと何か、公開できないかということをお願いしたのですが、だめだったようですが、どうしても多少ぐらいあけていただけないかなという質問をしておったのですが、ということを質問いたします。

新人ですので、わかりません。議長から、幼稚な質問をするなと言われたのですが、幼稚かもしれませんが、ひとつ教えてください。

よろしく申し上げます。

議長（水野仁士君） それでは、1件1件、答弁をいただきたいと思います。

〔「質問でない、質疑だ」の声あり〕

議長（水野仁士君） まず、1件目。これは、財政に関してのことだと思います。

それでは、大村財務課長。

財務課長（大村 浩君） それでは、財政について答えさせていただきます。

1点目は、まず繰り越しの額ですけれども、過去大体このような金額かという質問だったと思います。

おおむね私の記憶では、この数年間、いや5年間ですけれども、大体4億円から5億円の規模で繰越金を残しています。

もう1点目、財政健全だということですが、将来的に大丈夫なのかという話があったかと思いますが。

今、朝日町は、当面は、先ほど健全化判断比率で報告しましたように、県内の、仮に市町村に比べても、かなりいいところにいると思っています。

ただ、代表監査委員の指摘は、過疎債が活用できることになりまして、平成22年度から活用しています。25年度から、決算にありますように、大型事業、例えば五箇庄小学校跡地整備、保育所の整備、また図書館の整備、そして26年度も五差路の整備ということで、大型事業がこの2年間に入ってきます。また、町長が公約しておりますように、新消防庁舎等々のことを勘案されまして、将来的に、そういった大型の起債を発行するものですから大丈夫なのかということでもあります。

なお、そういった、当然シミュレーションもしておりまして、恐らくこの状況で進みますと、平成32年ころが公債比率の一番ピークではなからうかというふうに推測をしております。

ただし、そこになっても、先ほど、国の判断 危険度であります25%、また黄色信号であります18%には届きませんので、15%前後になるかと思いますが。

そういったことをにらみながら、将来の財政運営をできるだけ健全に、また、かついろんな町の抱える課題についても着実に推進しなきゃいけないと思っております。

以上です。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

3番（道用昭雄君） ありがとうございます。

議長（水野仁士君） 次、道用君に申し上げます。

質疑は、1件ずつにしてください。

それでは、2件目、水島教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（水島康彦君） 年末年始の図書館の開館についてのご質問だったかというふうに思います。

条例の中には、休館日にも開館できます。また、開館日でも休館することはできませんというふうになっております。

今、年末年始の開館日につきましては、近々にちょっとこちらのほうでもう一度検討させていただいてご返答するというので、しばらく時間をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

3番（道用昭雄君） ありがとうございます。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はございませんか。

荒尾勇二君。

2番（荒尾勇二君） 1件1件ですね。

議長（水野仁士君） はい。

2番（荒尾勇二君） そうしたら、私は、子育て支援の件に関してですけれども、この条例は、都会における保育所の不足からつくられてきたようなものであって、朝日町に当たるものというのはあまり見当たらないのですけれども、将来的にはこういった方法もあるからつくらなきゃならないんだろーと思います。

そこで、1つは、小規模保育所における保育士が 保育士は必要がなくて、以前だったら子育てママですか、と言われていた方、そういった方に、町長なりの認定を受けた人がなれるということなのですけれども、やっぱり保育の質の低下ということも考えられると思うのです。

それで、1件目としては、保育士を必ず置くといった朝日町独自の基準というのは設けら

れないものか、まずその1点をお聞きします。

議長（水野仁士君） ただいまの荒尾勇二君の質疑に対する答弁を求めます。

中島住民・子ども課長。

住民・子ども課長（中島優一君） 今ほどの質問の件ですけれども、まず、今回定めさせていただく条例につきましては、これは全国の市町村が全てこの条例を定めなければならないということが法律で決められたわけです。ですから、朝日町の場合は該当しないんじゃないかということではなくて、全ての市町村はこの条例を定める必要が、国の法律のほうで決められたことによって定めるというものであります。

それと、小規模保育の話もちょっとされておったと思いますが、ご存じのとおり、今現在、朝日町管内では、小規模保育をやっておられる方たちはおられません。多分、今後も出てこないんじゃないかなというふうにこちらのほうでは思っておりますが、いずれ、でも、どこかの事業者の方がやるということと言われることもあるかもしれません。そのときに、今回つくる基準が、その事業者さんがやるときに、どういう内容でやっていけばいいかというものの、いわゆる1つの見本といいますか、そういったものの条例でありますので、特にこれをやったから小規模保育事業が増えるとかということではないというふうに理解しております。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

2番（荒尾勇二君） 大体わかりましたけれども、保育の質が落ちないようにといったことに十分気をつけてやってもらいたいと思います。

もう1点よろしいでしょうか。

議長（水野仁士君） はい。どうぞ。

2番（荒尾勇二君） もう1つですけれども、保育の認定が1、2、3と、認定基準というのがありましたね。それで、その認定というのはどういうことなのか。そして、その認定によって違いがあるのか。かつて、その家庭の事情に応じて保育の内容を決めていくという認定ということがあったと思うのですけれども、そのへんはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

議長（水野仁士君） 中島住民・子ども課長。

住民・子ども課長（中島優一君） では、今ほどの件なのですけれども、認定というお話だったと思いますが、実は来年の4月から、国のほうでは新制度をスタートさせたいというふうに言っておられます。この新しくスタートする制度の中に、今ほど言いました、今度は認

定というものが実は入ってくることになります。

1号認定から3号認定まで実はあるわけなのですが、1号認定につきましては、これは教育標準時間認定ということでありまして、簡単に言うと、幼稚園または認定こども園に子どもを預けたいというふうに考えておられる方は、この1号認定を申請していただくということになります。2号認定につきましては、これは満3歳以上の保育認定ということになります。簡単に言えば、保育所に子どもを預けたいという方の3歳以上の児童については、この2号認定ということになります。続きまして、3号認定ですが、これは、今度は3歳未満の保育認定ということになります。ですから、保育所等に3歳未満で子どもを預けたいという方は、この3号認定を申請していただくということになります。

これらを全て市町村　いわゆる、町のほうに認定届を出していただいて、その上、町のほうで内容を審査させていただいて、ではこの子は何号認定だよということを町のほうで認定をするという格好になります。そのとき、あわせて保育を希望されることについては、保育所の場所もこちらのほうで調整をしていくという格好になるという制度であります。

議長（水野仁士君）　ただいまの答弁でよろしいですか。

2番（荒尾勇二君）　そうすると、この1、2、3の認定というのは、保育時間等には変わりはないわけでしょうか。

議長（水野仁士君）　中島住民・子ども課長。

住民・子ども課長（中島優一君）　保育時間については、考え方とすると、その保護者の方の勤務がどのようになっていくのかで保育時間が、いわゆる短い保育で済むのか、それとも長い保育が必要になるのかというのは、その方たちの勤務、例えばパートなんかで勤務時間が短い方がおられるかと思えます。そういうような方については、短い保育時間というふうになりますし、フルタイムで働いておられるような方、いわゆる常勤で働いておられるような方については、当然長い時間というふうになっていくのかなというふうに考えております。

議長（水野仁士君）　ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾君。

2番（荒尾勇二君）　そうしたら、もう一度お伺いします。

そうすると、子どもによっては、保育時間がばらばらになってしまうと。私が考えるのは、やはり子どもというのは集団の中で育っていくものであると。だから、そういったふうにしてばらばらになってしまうと、個々別々な子どもというような形になっていってしまうと思うんですよ。私は、やっぱりこういった保育、小さいころから集団の中で育てていくことが

適切だと思っております。そのへんもまた考えていただきたいと思えます。

議長（水野仁士君） 要望ですか。

2番（荒尾勇二君） はい、要望とします。

〔「質疑だろう」の声あり〕

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

清水真人君。

1番（清水真人君） ちょっとお尋ねしますけれども、私の育った社会では、監査指摘事項というのは非常に重要で、これに対してきちっと答えるというのが通常感覚なのですが、行政においては、言いつ放し、聞きつ放しという処置になるのでしょうか、そこを教えてください。

議長（水野仁士君） これは監査委員に対する質問ですか。

1番（清水真人君） いや、監査指摘事項がございましたよね。

議長（水野仁士君） はい。

1番（清水真人君） 角丸代表監査委員のほうから監査指摘事項がありました。それに対して、町政として何かお答えをされておられるのか、そのことについてお尋ねしたい。

議長（水野仁士君） この問題につきましては、監査報告書並びに監査委員に対する質疑をご遠慮いただきたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

次会の日程

議長（水野仁士君） 次に、次会の日程を申し上げます。

9日、10日、11日、12日は議案調査日とし、13日、14日、15日は休会、16日は本会議を再開し、町政に対する代表・一般質問を行います。

なお、あす9日は、議案調査日ではありますが、午後2時から議会運営委員会を開催いたします。

また、町政に対する代表・一般質問の質問事項の提出締め切りは、あす9日午前10時までとなっておりますので、質問される議員は、所定の用紙に、質問の件名、質問の要旨、要旨

の説明を明確に記述の上、定刻までに提出願います。

散会の宣告

議長（水野仁士君） 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 0時10分）